

質疑(11月28日) 柴田民雄議員

**名古屋市障害者差別
解消推進条例**

**市は条例に沿った
政策を**



名古屋市が新たに障害者差別解消推進条例を制定することを受け、柴田民雄議員は11月28日の本会議質疑で同条例を支持するとともに、条例に反する市の行動をただしました。

市立養護学校での虐待事件

柴田議員は「条文を見れば障害者の皆さんの願いに応えるよい条例、しかし市の姿勢はどうか」と指摘。市立天白養護学校での障害児に対する虐待事件などを示し、「条例を制定する以上、市は障害者差別・虐待を行わないという強い姿勢を示す必要があるのに、差別を助長する事件が起きている」と批判しました。柴田議員が、学校においても実効性のある意識啓発策をとるよう求めると、局長は「市職員の研修等充実させる」と応じました。

市立天白養護学校における虐待事件

今年9月の報道で発覚した、同校教員による障害を持つ生徒複数への虐待事件。市は2月にマスコミから告発の問い合わせを受けましたが、当初は体罰ではなく「不適切な指導」と判断。9月の報道映像により体罰と認定しました。市は現在、体罰の実態を調査中としています。党市議団も9月市議会で追及し、11月には事件の全容を明らかにするよう市に申し入れました。

障害者差別を解消するための法令整備の状況

| 制定年 | 法令 |
|---------------|------------------------------------|
| 2013年 | 障害者差別解消法 |
| 2015年 | 愛知県障害者差別解消条例 |
| 2018年 (予定) | 名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例 |

障害を障害たらしめているのは社会の側であり、障害者本人に障害があるものではありません。あるのは一人一人の違いだけです。一人一人の違いが社会参加への障害にはならず、違いが個性として尊重されるようになるまで、社会の側が変容してゆくことを、この条例案は求めているのだと思います。

天守閣にエレベーター不設置方針

柴田議員が、条例や、市長自身の「全てのひとやまちが段差や壁をなくすために柔軟に変容していくことが重要」との発言を引用し、「不特定多数の者の利用に供される建物について、障害者の皆さんの要求に反しエレベーターを設置しない方針は是正が必要」と指摘しても、河村市長は「法律には過度の負担とならないような合理的配慮の規定がある」として明言を避けました。柴田議員は、「過度な負担」規定はこれから建設する計画であれば理由ならないと指摘しました。

(名古屋市)障害者差別解消推進条例より

(第1条) この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消を推進するための基本となる事項を定めることにより、障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。
(第10条) 事業者は、その事業を行うに当たり、過度な負担にならない範囲で、合理的配慮をするよう努めなければならない。